

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成29年12月25日（平成29年（行情）諮問第499号）

答申日：令和元年5月28日（令和元年度（行情）答申第24号）

事件名：特定日に海上幕僚監部法務室等において「個人資料」として保管されていた文書の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「特定年月日当時，①海上幕僚監部法務室及び②横須賀地方総監部総務課法務係において「個人資料」として保管されていた文書のうち，行政文書に該当するもの。（①・②において，それぞれどんな文書が保管されていたか，わかるように開示されたい。）」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき，別紙に掲げる文書2ないし文書98を特定し，その一部を不開示とし，別紙に掲げる文書99（以下，文書2ないし文書98と併せて「本件対象文書」という。）につき，これを保有していないとして不開示とした決定は，結論において妥当である。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，平成25年4月25日付け防官文第5955号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，文書の再特定及び全部開示の決定を求める。

#### 2 異議申立ての理由

##### （1）異議申立書

ア 海上幕僚監部法務室は，海上自衛隊に関連する訴訟を担当しており，各訴訟の訴状・準備書面・書証ないしその写しを保有しているはずである。そして，従来これらは海上幕僚監部法務室において行政文書ファイルとして保管されていなかったことから，「個人資料」等の名目で保管されていたはずである。

イ また，平成24年まで海上幕僚監部総務課情報公開室は「保存期間の満了した文書は『個人資料』として保存するよう」指導してきたはずである（別紙（省略））。法務室には，この指導に従い，「個人資料」として保管されてきた文書があるはずである。それとも法務室は，「情報公開室の指導は法の趣旨に反する」として，同室の指導に従わなかったのか。もしそうなら，なぜその旨情報公開室に指摘しなかつ

たのか。

ウ また、過去に情報開示の対象となった特定文書（特定事件等）がとじられたファイルは行政文書ファイルとして登録されていないが、これは「個人資料」等として保管されてきたのではないか。

## （２）意見書

ア 「不服申立て事案の事務処理の迅速化について」（平成１７年８月３日情報公開に関する連絡会議申合せ）違反について

同申合せによれば、諮問は不服申立てから原則として３０日以内、遅くとも９０日以内に行うこととされているが、本件は不服申立てから諮問まで数年を要している。しかも同申合せによれば、３０日を超えることが許されるのは「改めて調査・検討等を行う必要が」ある場合である。本件においては、３０日はおろか、９０日を数年も超過しているからには、諮問庁・処分庁はさぞかし詳細な「調査・検討等」を行ったのかと思いきや、「理由説明書」を読む限り、ほぼ原処分における主張を繰り返しただけである。このように、同申合せに定められた期限を漫然と超過するようなことは許されるべきでない。いずれにせよ、９０日を数年も超過するのは、常軌を逸している。

なお、別紙（省略）によれば、諮問庁・処分庁においては、本件以外にも同申合せの期限を超過した文書が大量に存在するようであるが、平成２８年度に不服申立ての件数が前年度の４倍になったので、平成２８年度以降は、不服申立てから諮問まで９０日をどれだけ超過しても同申合せ違反になることはない、と言っているようにさえ読める。さらには、平成２７年度以前の不服申立てについても、諮問まで９０日をどれだけ超過しても同申合せ違反になることはない、と言っているようにさえ読める。これだけでも諮問庁・処分庁の情報公開請求に係る不服申立てに対する考え方に首をかしげざるを得ないが、そもそも不服申立てが増加したのは、給油量取り違え隠蔽事件、たちかぜアンケート事件・南スーダン日報事件等により、諮問庁・処分庁の情報公開事務の適正性に疑問が生じたからであろう。それを逆手にとって不服申立てから諮問までの遅延を正当化するのは、「焼け太り」のようなものでありおかしい。

審査会におかれては、かかる諮問庁・処分庁の考え方が妥当かどうか検討し、要すれば諮問庁・処分庁を指導してもらえれば幸いである。

イ 近日中に「追加意見書」を提出する。

諮問庁・処分庁は、不服申立て事案を前記申合せに違反し数年も抱え込んだ挙げ句、一挙に諮問してきた。本来であれば、不服申立人

は3週間程度で意見書を提出しなければならないところであるが、とても間に合わない。さらにいえば、諮問庁・処分庁が数年も準備して諮問したのに対し、不服申立人は3週間程度で反論せよというのは、不公平である。したがって、まず、本日必要最小限の内容を記した意見書を提出した上で、近日中に追加意見書を提出することとしたい。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として別紙に掲げる行政文書を特定した。

本件開示請求に対しては、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成24年12月17日付け防官文第16267号により、別紙に掲げる文書1について開示決定処分を行った後、平成25年4月25日付け防官文第5955号により、残りの行政文書について、法5条1号、3号及び6号の不開示情報に該当する部分並びに別紙に掲げる文書99を文書不存在につき不開示とする原処分を行った。本件異議申立ては、原処分に対して提起されたものである。

#### 2 不開示とした部分及び理由について

原処分において、不開示とした部分及び法5条の該当性については、別表（省略）のとおりである。

#### 3 異議申立人の主張について

異議申立人は、「海上幕僚監部法務室は、海上自衛隊に関連する訴訟を担当しており、各訴訟の訴状・準備書面・書証ないしその写しを保有しているはずである。そして、従来これらは海上幕僚監部法務室において行政文書ファイルとして保管されていなかったことから、「個人情報」等の名目で保管されていたはずである。」及び「過去に情報開示の対象となった特定諮問事件等がとじられたファイルは行政文書ファイルとして登録されていないが、これは「個人情報」等として保管されてきたのではないか。」と主張し、文書の再特定及び全部開示の決定を求めるが、本件開示請求に該当する文書は別紙に掲げる行政文書で全てであり、これ以外に特定すべき行政文書は保有していない。よって、異議申立人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |               |               |
|---------------|---------------|
| ① 平成29年12月25日 | 諮問の受理         |
| ② 同日          | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 平成30年1月15日  | 審議            |
| ④ 同年2月6日      | 異議申立人から意見書を收受 |

⑤ 令和元年5月10日

委員の交代に伴う所要の手続の実施、  
本件対象文書の見分及び審議

⑥ 同月24日

審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙に掲げる文書2ないし文書99である。

異議申立人は文書の再特定及び全部開示の決定を求める旨主張するが、異議申立書の内容に鑑みれば、具体的には、本件請求文書に該当する文書の再特定を求めるとともに、文書99の保有の有無を争うものと解される（なお、異議申立人は、上記第2の2（2）イのとおり、当審査会に対し、近日中に追加意見書を提示する旨主張するが、その後1年3か月以上経過した時点においても、当該追加意見書の提示はなされていない。）。

(1) 異議申立人が行政文書開示請求書に記載した文言によってのみ文書を特定しようとするれば、処分庁は、「海上幕僚監部法務室」及び「横須賀地方総監部総務課法務係」において、それぞれの部署が本件開示請求時点で保有する全ての文書につき、それが特定年月日において、既に作成又は取得していた文書であるか否かを逐一確認した上で、同日時点において既に作成又は取得していたことが確認できた文書のうち、同日時点で「個人情報」として保管されていたものを抽出し、抽出された個々の文書のうちいずれが本件開示請求時点で行政文書として管理されているかを確認することが避けられないと考えられる。

(2) 法が、開示請求者に対し、開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項の記載を求める趣旨は、開示請求制度の適正かつ円滑な運用のためであると解されるところ、このような包括的な請求は、探索する対象文書の量が膨大となり、行政の事務遂行に支障を生じることが想定されることから、法4条1項2号に規定する行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項が記載されているとは認められない。よって、本件開示請求には文書の不特定という形式上の不備があると認められ、当該請求文言の補正がなされない限り、本来は、形式上の不備により不開示とすべきものである。

(3) 開示請求に文書の不特定という形式上の不備がある場合、法4条の規定の趣旨に鑑みれば、行政機関の長としては、当該不備の補正が可能であると認められる場合には、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならないが、本件開示請求については、処分庁は、求補正や開示請求内容の確認を行わずに、原処分を行った。

しかしながら、本件開示請求は、上記(1)のとおり、特定部署が保有する全ての文書につき、特定の条件に合致するか否かを逐一確認しなければ、本件請求文書に該当するか否かを判断することができない包括

的な性質のものであることに鑑みれば、開示請求文言の求補正をもってしても、対象文書を特定することは極めて困難であったと考えられ、処分庁が求補正等を行わないまま、開示請求者が開示を求める行政文書について原処分を行ったことが、法4条の趣旨に照らして直ちに相当ではなかったとまではいえない。

したがって、本件開示請求は、文書の不特定という形式上の不備により不開示とすべきであるが、原処分は、本件開示請求に該当する文書2ないし文書98を特定し、その一部を不開示とし、文書99につき、これを保有していないとして不開示としているので、結論において妥当である。

(4) なお、異議申立人は、異議申立書において、特定の文書を保有しているはずである旨主張するが、当該文書の開示を求めるのであれば、本件開示請求書に端的にその旨記載すべきである。

## 2 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

## 3 付言

本件は、異議申立てから諮問までに約4年6か月が経過しており、「簡易迅速な手続」による処理とはいい難く、異議申立ての趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における処理につき、迅速かつ的確な対応が強く望まれる。

## 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、別紙に掲げる文書2ないし文書98を特定し、その一部を不開示とし、別紙に掲げる文書99につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、文書の不特定という形式上の不備により不開示とすべきであったと認められるので、結論において妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 佐藤郁美, 委員 中川丈久

## 別紙

- 文書 1 護衛艦「たちかぜ」の一般事故調査の実施について（依頼）（護艦隊（監）第1226号。16.11.30）
- 文書 2 護衛艦たちかぜパンフレット
- 文書 3 提出資料
- 文書 4 提出資料
- 文書 5 任意提出文書
- 文書 6 提出資料
- 文書 7 各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて
- 文書 8 上陸状況整理表
- 文書 9 行動予定
- 文書 10 勤務記録表抄本
- 文書 11 勤務調査表
- 文書 12 自殺事案後のアフターケアについて（報告）
- 文書 13 訓育実施記録
- 文書 14 懲戒処分等報告書
- 文書 15 一般事故調査委員会の設置について（通知）
- 文書 16 一般事故調査委員会の設置の一部変更について（通知）
- 文書 17 一般事故調査委員会の設置について（通知）
- 文書 18 提出資料
- 文書 19 F A X 送信書
- 文書 20 F A X 送信書
- 文書 21 海上自衛隊パンフレット
- 文書 22 C I C 配置図
- 文書 23 たちかぜ断面図
- 文書 24 「たちかぜ」編成表
- 文書 25 たちかぜ職位機能図
- 文書 26 横浜地方裁判所\*\*\*\*\*損害賠償請求事件の  
国家責任を問う賠償請求事件の調査について（回答）
- 文書 27 文書提出命令申立への意見書のグループ分けについて
- 文書 28 文書提出命令申立への対応
- 文書 29 文書提出命令への対応
- 文書 30 経過概要
- 文書 31 質問要領
- 文書 32 経過概要
- 文書 33 F A X 連絡書
- 文書 34 F A X 連絡書

- 文書 3 5 F A X 送信票
- 文書 3 6 東京法務局宛てメモ
- 文書 3 7 F A X 連絡書
- 文書 3 8 預金通帳の写し
- 文書 3 9 訴訟対応（認否案）
- 文書 4 0 ファクシミリ送信書
- 文書 4 1 ファクシミリ送信書
- 文書 4 2 ファクシミリ送信書
- 文書 4 3 横浜地方法務局宛てメモ
- 文書 4 4 ファクシミリ送信書
- 文書 4 5 ファクシミリ送信書
- 文書 4 6 訴訟対応（認否案）
- 文書 4 7 文書提出命令申立への意見
- 文書 4 8 F A X 送信書
- 文書 4 9 F A X 送信書
- 文書 5 0 F A X 送信書
- 文書 5 1 調整事項について
- 文書 5 2 F A X 送信書
- 文書 5 3 F A X 送信書
- 文書 5 4 F A X 送信書
- 文書 5 5 横浜地方法務局宛てメモ
- 文書 5 6 経過概要
- 文書 5 7 経過概要
- 文書 5 8 F A X 送信書
- 文書 5 9 F A X 送信書
- 文書 6 0 F A X 送信書
- 文書 6 1 意見書（案）
- 文書 6 2 準備書面（案）
- 文書 6 3 上陸（外出）簿
- 文書 6 4 海上自衛隊員の\*\*事案について
- 文書 6 5 隊員の懲戒処分等について
- 文書 6 6 護衛艦「たちかぜ」の服務事故にかかわる事故調査結果について
- 文書 6 7 海上自衛隊員の自殺事案に係るアフターケア等の実施要領について  
（通知）
- 文書 6 8 平成 1 5 年度護衛艦「たちかぜ」訓育実施計画に関するたちかぜ一  
般命令
- 文書 6 9 平成 1 6 年度護衛艦「たちかぜ」訓育実施計画に関するたちかぜ一  
般命令

- 文書 7 0 事故速報（海）
- 文書 7 1 一般事故調査結果
- 文書 7 2 入隊に際しての所感
- 文書 7 3 修業に際しての所感
- 文書 7 4 内規
- 文書 7 5 防衛庁の職員の給与等に関する法律（抄）等
- 文書 7 6 手書きメモ
- 文書 7 7 自衛隊法
- 文書 7 8 護衛艦たちかぜパンフレット
- 文書 7 9 たちかぜ訴訟に係る訴状・調査回報書対比表
- 文書 8 0 「たちかぜ」自殺事案について（報告）
- 文書 8 1 護衛艦「たちかぜ」の一般事故調査結果について（通知）
- 文書 8 2 護衛艦「たちかぜ」の一般事故調査について（通知）
- 文書 8 3 記者ブリーフィングの内容等（「たちかぜ」事案）
- 文書 8 4 護衛艦「たちかぜ」の服務事故にかかわる事故調査結果について  
（案）
- 文書 8 5 隊員の懲戒処分について（案）
- 文書 8 6 経過概要
- 文書 8 7 \*\* 1 士の\*\*\*との懇談内容
- 文書 8 8 \*\* 2 曹の暴行について
- 文書 8 9 経過概要
- 文書 9 0 供述書
- 文書 9 1 聴取記録について
- 文書 9 2 経過概要
- 文書 9 3 \*\* 1 士の自殺に関しての\*\*\*\*からの事情聴取
- 文書 9 4 手書きメモ
- 文書 9 5 事故関係者の官職・氏名・略歴
- 文書 9 6 手紙
- 文書 9 7 メール
- 文書 9 8 メモリースティックに保存された電磁的記録
- 文書 9 9 「特定年月日当時，①海上幕僚監部法務室及び②横須賀地方総監部  
総務課法務係において「個人資料」として保管されていた文書のうち，  
行政文書に該当するもの。（①・②において，それぞれどんな  
文書が保管されていたか，わかるように開示されたい。）」のうち，  
「①海上幕僚監部法務室」に係る行政文書